

税は納期限までに納めよう 税額・税率をご確認ください

軽自動車税（年額）

4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。

種別			新車新規登録が H27.3.31 以前	新車新規登録が H27.4.1 以降	新車新規登録から 13年以上経過
軽自動車	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
			営業用	5,500円	6,900円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円
			営業用	3,000円	3,800円
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	二輪(250cc以下)		3,600円		
原動機付 自転車	50cc以下		2,000円		
	90cc以下		2,000円		
	125cc以下		2,400円		
ミニカー		3,700円			
小型特殊 自動車	農耕作業用		2,400円		
	その他		5,900円		
	二輪の小型自動車		6,000円		

18ページには「納期・納期限・口座振替日一覧表」を掲載しています。税額を書きご利用ください。

※65〜74歳の世帯主で一定条件に該当する人は、国民健康保険税を年金から差し引いています。口座振替を希望する場合は、税務課へご連絡ください。

2018年度の税率（2019年度の税率は6月に決定）

	医療分	支援分	介護分
所得割	6.3%	2.5%	2.1%
資産割	29.5%	8.5%	4.0%
被保険者均等割	22,000円	7,000円	10,000円
世帯別平等割	28,200円	7,000円	6,000円
限度額	580,000円	190,000円	160,000円

税の徴収を強化しています

納期限までに納付しないと、遅延期間に応じて督促手数料や延滞金が発生したり、財産を差し押さえたりと、滞納整理が行われます。給与や預貯金、不動産、電化製品などの差し押さえられた財産は、公売などにより換価され、税に充てられます。

納期限が守られると、滞納整理にかかる経費が不要と

なり、貴重な税収をみなさんのより良い暮らしのために有効利用できます。納期限までの納付にご協力ください。

病気や失業、災害などで税金を納めることが難しい場合は、早めにご相談ください。

※財産調査や差し押さえにより社会的信用を失うなどの影響があっても、補償は致しません。

● 新年度が始まります。税額・税率を確認し、納期限までに納めましょう。

町民税

- 1月1日現在、広川町に居住する人に課税されます。
- 町民税Ⅱ課税所得金額×6%+均等割3500円
- 県民税Ⅱ課税所得金額×4%+均等割2000円

固定資産税

- 1月1日現在の所有者に課税されます。
- 年税額Ⅱ土地・家屋・償却資産の課税標準額×1.4%
- 各課税標準額が次の場合は課税されません。
 [土地] 30万円未満
 [家屋] 20万円未満
 [償却資産] 150万円未満

国民健康保険税

- 納税義務者は世帯主です。第1期（5月）は暫定として前年度年税額の9分の1を賦課、第2期（7月）に本算定、年税額を決定・通知します。

子ども、重度障害者、ひとり親家庭等医療証 まだお持ちでない人は申請を

子どもや障がいのある人、ひとり親家庭の人に、医療費の一部を助成していただきます。助成を受けるには、事前申請により各種医療証の発行が必要です。対象者でまだお持ちでない人は、住民課 国保・年金係で申請ください。

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険証など
- ・印鑑
- ・個人番号カード、マイナンバー通知カード（子ども医療証の場合、両親の分）
- ・窓口に来る人の身元証明書
- ・（平成30年1月2日以降に転入した人がいる世帯の場合）平成30年1月1日現在の住所地の所得課税証明書、またはマイナンバーによる所得照会のための同意書
- ・（重度障害者医療証の場合）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳
- ・（ひとり親家庭等医療証の場合）戸籍謄本など

対象	本人負担（1医療機関あたり）	
	通院	入院
子ども医療証 中学3年生までの子ども ※中学生は医療証を発行していません	【小学生未満】 無料 【小学生】 最大 1,200 円 / 月 【中学生】 助成なし	無料 ※中学生や重度障害者医療証（またはひとり親家庭等医療証）を持つ人は、一度病院で入院費を負担した後、申請により助成を受けることができます
重度障害者医療証 次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1級または2級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・精神障害保健福祉手帳1級 ※65歳以上の人は、後期高齢者医療制度の被保険者に限る ※所得制限あり	最大 500 円 / 月	【一般】 500 円 / 日 【低所得】 300 円 / 日 ※どちらも月20日限度（小学生は月7日限度） ※精神障がい者（小学生以外）の精神病棟への入院費は助成なし
ひとり親家庭等医療証 ・父子家庭・母子家庭の父母・児童 ・父母のいない児童 など ※児童とは、0歳から18歳到達後の3月31日までにある子ども ※所得制限あり	最大 800 円 / 月	500 円 / 日 ※月7日限度

※生活保護を受給している人、学校や幼稚園、保育園管理下でケガをした人は対象外です（学校などで加入した保険から給付を受けるため）。
 ※入院時の食費や居住費などは助成されません。
 ※薬局の本人負担はありません（子ども医療の中学生は除く）。